



総務省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月2日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として表記	対応方針の進捗(検討)状況			
							措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
			【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、事務の煩雑化が懸念されるため、事前に十分な周知を図っていただきたいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。		マイナンバーカードの暗証番号は、知識認証として本人確認における重要な要素を構成しており、特に電子署名証明書の暗証番号については、本人であることについて電子署名法上の推定効果が強く、法律効果を生じさせる基礎となる意義を有している。 その上で、交付時交付方式におけるマイナンバーカードの申請は、申請者の本人確認を終了し行われるものであり、その際に暗証番号の設定を可能とする点に他人が申請及び暗証番号の設定を行った場合に、市町村等においてそれを確認する手段がないことから、本人以外が知っている可能性がある暗証番号が設定されたマイナンバーカードが交付されるおそれがあることから、適当ではない。 暗証番号設定に係る事務処理要領への明文化については、ご意見を踏まえ、対応を検討したい。	5【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令(平20総務省令83)33条)については、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られる場合や、交付申請者による入力困難であると認められる場合は、職員が代行して入力装置へ暗証番号を入力可能であることを明確化するため、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に令和3年度中に通知する。	事務処理要領改正	令和4年1月31日発出	令和4年1月31日に個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)の一部を改正し、個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定については、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られる場合や、交付申請者による入力困難であると認められる場合は、職員が代行して入力装置へ暗証番号を入力可能であることを明確化した。	
			【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	〇1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。多くの民間提案団体及び追加民間提案団体から世帯の支障事例が示されており、制度改正の必要性が高く早急な対応が必要であることから、速やかに検討の結論を得る必要措置を講じていただきたい。	公営住宅法に基づき公営住宅の賃貸等の徴収事務について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることとした。	5【総務省】 (9)住民基本台帳法(昭42法81) (ii)公営住宅の管理に関する事務(公営住宅法(昭26法193)15条)のうち、事業主体(同法2条1項16号)である地方公共団体に同法48条に基づき行う条例による家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求であつて、氏名又は住所の変更の事実の確認に関する事務を処理する場合には、令和3年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとする。 (関係府省:国土交通省)	省令	令和4年3月31日に改正省令を公布	住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務を規定する住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平14総務省令10)に、公営住宅法(昭26法193)の規定に基づき、事業主体である地方公共団体が入居者等に対し家賃、敷金若しくは金銭の徴収又は損害賠償の請求を行う際の入居者等の氏名又は住所の変更の事実を確認する事務を追加することとする改正省令を令和4年3月31日に公布し、令和4年4月1日より施行した。	
【豊田市】 地方税は地方自治体の財政の根幹を成し、地方税の賦課徴収業務は、日本国憲法が保障する地方自治の本旨並びに納税の義務を担保する極めて公益性の高い業務である。 地方税の賦課徴収に関する書類(以下「書類」という。)は、納税者に送達することが義務付けられている。これは、書類の送達によって賦課徴収の効果が生じ、同時に、納税者は内容を了知し、不服申し立ての機会を得ることとなるからである。 通常、書類は住民登録地に送付するが、明らかに住民票登録地に居住していないことを把握しても、郵便の送達が行われない場合がある。郵便の転居届の利用が推定されるが、現状は回答されないため確認することができない。 税の公平性確保の観点から、税の賦課徴収において生活の実態がある住(居)所を把握することは不可欠である。回答が得られれば、本人との接触機会の確保や、生活状況の把握、滞納処分が可能となる。 また、郵便法8条により守秘義務を負っているため、地方税の賦課徴収業務に携わる職員も、地方税法22条により地方公務員法に加重した守秘義務を別で負っている。照会により得た情報は厳重に扱われることとなる。双方が守秘義務を負っており、守秘義務を理由に一律拒否するのではなく、照会事項の公益性の程度や、国民の権利救済の実現のための必要性の程度等を踏まえた比較衡量によって、拒否することが正当であるか判断をお願いしたい。租税の賦課徴収という極めて公益性の高い業務に係る照会については、一律拒否ではなく、回答できる方法を検討しその手段を提示していただきたい。	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		【転居届に係る情報】は、郵便法(昭和22年法律第165号)第8条第2項に規定する郵便物に関して知り得た他人の秘密に該当するものであり、その扱いについては、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説(令和2年3月1日総務省)において、「(原書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回る点と認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる)としています。地方「比較衡量」の結果、第三者提供が可能となるかどうかの判断については、郵便物に関して知り得た他人の秘密の扱いについては、個別のケースごとに検討を重ねる必要がある。提供が可能ないケースとして「国税徴収法第148条の2及び地方税法第20条の11の規定に基づく(協力的要請)がなされるかどうかについても、関係各省庁専門家等の意見を交え、慎重に検討するべきと考えています。」「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」最終報告書(令和3年7月21日公表)において、日本郵政グループ郵便局が保有するデータについて、公的分野を目的とした活用が促進されたことを受け、寄附者等で構成する検討の場を設置することとしており、税の賦課徴収における転居情報の利用についても、郵便局が保有するデータの活用ケースの1つとして、提供の可否や条件等について、検討を行ってまいります。	<省3> 5【総務省】 (3)郵便法(昭22法165)、地方税法(昭25法226)、国税徴収法(昭34法147)及び個人情報保護の保護に関する法律(平15法57) 地方税に関する調査について必要があるときに行う事業者等への協力要請(地方税法20条の11(同法に基づき国税徴収法に規定する滞納処分の例)によって行われる協力要請を含む。)として徴収委員が日本郵便株式会社(郵便の配送情報の提供を求める場合の取扱)については、郵便法8条2項に定められた郵便物に関して知り得た他人の秘密に係る守秘義務に留意しつつ、当該情報提供の可否について検討し、令和4年度までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:個人情報保護委員会及び財務省)	・「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号)の解説の改正 ・事務連絡の発出	・令和4年7月29日 ・令和5年3月30日	令和3年10月に立ち上げた「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」にて、提案団体である青森県青森市にてヒアリングを実施するなど、税の滞納者に係る転居情報の地方自治体への提供可否や、提供が可能となる条件等について検討したところ、検討会での議論を踏まえ、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号)の解説に、郵便物に関して知り得た他人の秘密の第三者提供が可能となる事例として税の滞納者に係る転居情報を提供する場合は適した(令和4年7月29日)。 関係団体との協議の場において、転居情報の具体的な提供依頼手続きについて調整を行い、地方公共団体に周知した(令和5年3月30日)			



各府県からの第1次回答を踏まえ追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の観点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年度の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※議決後半年以内の地方に取組めるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		一次回答にて記載した対応を行うことに加え、提案団体からの見解も踏まえ、個人からの指定給水装置工事事業者の指定の申請における住民票の写しの添付の省略について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する方法も含め、関係省庁と協議の上、引き続き対応を検討してまいります。	5【総務省】 (9) 住民基本台帳法(昭42法81) (1) 以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項、以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 水道法(昭32法177)に基づき、地方公共団体の水道事業者(同法3条5項)が指定給水装置工事事業者の指定の申請(同法25条の2)、更新の申請(同法25条の3の2)及び変更の届出(同法25条の7)に関する事務を処理する場合 (関係府省・厚生労働省)	1つ目			
						法律	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和4年法律第44号)を第208回国会に提出済。	水道法(昭32年法律第177号)の規定に基づく、指定給水装置工事事業者の指定の申請等に関する事務に ついて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和4年法律第44号)成立・公布後、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(住民基本台帳法の一部改正)の施行について(令和4年5月24日厚生労働省医 家・生活衛生局水道課)により水道事業者に周知した。 住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省 令で定める事務を定める省令(平成十四年総務省令第 十三号)を改正(令和4年8月19日公布・施行)し、地方 公共団体の水道事業者(水道法3条5項)が指定給水 装置工事事業者の指定の申請(同法25条の2)、更新 の申請(同法25条の3の2)及び変更の届出(同法25 条の7)に関する事務を処理する場合については、住民基 本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の 6第1項)の提供を受けることができるものとした。	
【和泉市】 回答にある通りの原則的な対応を行っているが、DV被害により精神疾患等 がある支援措置対象者もいらっしゃるため、日常生活に支障を来す方の 場合には、支援措置の継続性について、一定の配慮が必要であると考えて いる。 実際に制度に対する要望を直接いただいた事もあり、被害者が継続を希望 されたとしても手続きに実行できない場合の救済措置は必要であると考え ております。			DV等支援措置の期間については、DV等支援措置制度の検討時に、自治体実務 や有識者の意見を踏まえて1年と設定したものであり、一定の合理性があるもの と考えている。 DV等支援措置は、住民基本台帳法で認められている住民票の写し等の交付制 度の特例的な取扱を行うものであることから、その延長の申請に当たっても、 不正な申出を防ぐため、本人確認や支援措置の必要性の確認を確実に行う必要 があるものとする。ただし、通知共同提案団体ご指摘の「DV被害により精神疾患等がある支援措置 対象者」の場合など、本人が来庁して延長の申出を行うことが難しいと認められ るような場合も想定されることから、延長の申出については、代理人による手続 が可能であることが認められていることを地方公共団体に周知する地、市町村長 の判断で、郵便等の方法で受け付け、本人確認を行い、関係機関に支援の必要 性を確認した上で、受理する取扱として差し支えないものとすることを検討した い。	6【総務省】 (9) 住民基本台帳法(昭42法81) (10) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧(11条及び11条の2)、住民票の写し等の交付 (12条から12条の4)、除票の写し等の交付(15条の4)、戸籍の附票の写しの交付(20 条)及び戸籍の附票の除票の写しの交付(21条の3)における、ドメスティック・バイオレ ンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平13法31)1条1 項)、スーカ一行為等(スーカ一行為等の規制等に関する法律(平12法81)6条)、売 渡虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平12法82)2条)及びこれらに準ずる行為 (以下「DV等」という。)の被害者の保護のための措置(以下「DV等支援措置」という。) に係る延長の申出については、市区町村の事務所へ出願して行うこととしているが、代 理人による手続も認められている旨、また、精神疾患等により市区町村の事務所への 出願が困難となっている申出者については、市区町村長の判断で、郵送等により申出 を受け付け、添付された本人確認書類の写しにより申出者本人からの申出であること の確認をした上、警察などの相談機関等から当該措置の必要性を確認できた場合に は受理することとして差し支えない旨、地方公共団体に通知する。 (関係府省・内閣府、警察庁及び厚生労働省) [措置済み(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]					
【和泉市】 在宅介護者については、是非前向きに検討をお願いします。			第1次回答のとおり、マイナンバーカードの交付にあたっては、不正取得等を防 ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を 経て交付することを原則とした上で、病氣、身体障害等やむを得ない理由によ り交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、例外的に代理交付も認 めているところであり、ご理解いただきたい。また、在宅介護を受けている者の取 扱については、御意見を踏まえ、検討を進めてまいります。	5【総務省】 (14) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25法27) (10) 個人番号カードの代理入への交付については、交付申請者が居宅サービス(介 護保険法(平9法123)8条1項)を受けている場合における交付申請書の本人確認の 方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を 講ずる。	事務処理要領改正	令和4年1月31日改正	個人番号カードの代理交付については、交付申請者が 長期入院している場合や介護施設等に入所している場 合は、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護 支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定 居宅介護支援事業者の長が交付申請書の照会等を証 明した書類を、交付申請者本人の確認書類として利用 できるとの結論を得た。 これに伴い、令和4年1月31日に個人番号カードの交付 等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長) の一部を改正した。		

管理番号	種業区分		種業事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	関係法令等	制度の所管 関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から承認された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									支障事例			見解	補足資料
											団体名	支障事例			
57	B	地方に対する規制緩和	11.その他	選挙人名簿 在外選挙人名簿から抹消された者が誤って投票することがないよう制度の改正等を求める。	在外選挙人として登録のある者が、帰国し、当初に住基登録した後4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消した。しかし、その後すぐに、在外選挙人証を返却しないまま出国した。当初選管は、抹消後、速やかに外務省に在外選挙人名簿の抹消を通知した。しかし、未だに本人は選挙権が抹消された事実を知らないまま、在外公館で在外投票を続けており、選挙の度に投票用紙が送致されてくる。本件について、総務省に確認を取ったが、在外公館では名簿登録の確認までは行っており、在外選挙人証を所持して投票できることであった。当初選管では在外選挙人名簿未登録者のため受理ができず、外務省に返送しても受理できないと差し戻されている。	在外公館で投票をする際、有権者の確認をするか、外務省等から本人に連絡を取る手段を検討してもらえれば貴重な1票を無駄にすることがなくなる。また、在外公館から送付される無効な投票用紙の処理に係る地方公共団体の事務の合理化に資する。	公職選挙法第30条の11、公職選挙法施行令第23条の9、第23条の14	総務省、外務省	坂部町、宇和島市、相模原市、長野県、福沢市、京都府、秋田市、富田林市、広島市、徳島市、吉野川市、大村市、熊本市、宮崎市		○当事においても同様のケースが発生しており、在外選挙人証の返納についての周知を拡充していただきたい。	在外公館では在外選挙人名簿そのものを備えているわけではないが、一時帰国等により在外選挙人名簿から登録抹消された在外選挙人を把握した場合には、失効した在外選挙人証の返納、在外選挙人の再登録申請につき周知を行っている。より一層の周知を徹底したい。	周知徹底をされることですが、本提案に係る事案においては、当初は公職選挙法第30条の11第2項の規定により登録を抹消し、公職選挙法施行令第23条の14第1項の規定により、抹消の通知を外務省経由で領事館へ通知しております。同項では、領事館は本人へ抹消の通知をする事となっており、第1次回答とあるとおり周知を徹底したとしても、当初のような事例はなくなりません。公職選挙法施行令第65条の3第1項の規定においても、有効・無効にかかわらず、在外選挙人証と選挙権を在外公館で提示し、在外投票ができることから、周知徹底だけの対応では不十分と考えます。第1次回答において、「在外公館では在外選挙人名簿そのものを備えているわけではない」とされていますが、それに代わるものとして在外選挙人証等受渡簿があり、公職選挙法施行令第23条の10の規定により、抹消通知を受け取った時点で、該当者を消滅しているはずですが、各地の在外公館で、この在外選挙人証等受渡簿を確認・共有することなどにより、在外選挙人名簿を見ずとも、在外選挙人証の有効・無効の確認を行い、投票を受け付けずに済み、在外選挙人証の再申請の案内も可能と思われまふ。また、在外選挙人証等受渡簿の確認・共有が困難であれば、現行法において規定のない「抹消の本人通知」を、公職選挙法施行令第23条の14に、領事館が選挙人名簿から抹消された者に対して通知する規定を設けるなど、制度改正も必要ではないでしょうか。いずれにせよ、現在の取扱いは、選挙権を失った選挙人に対しては十分とは言えず、周知徹底をされる対応についても、選挙人任せの対応であるように思われます。貴が無駄に取り扱われないために、在外選挙の取扱いについて今一度再考をお願いします。		
59	B	地方に対する規制緩和	11.その他	公職選挙法 投票管理者及び職務代理者を選任した場合の告示事項から「住所」を削る又は「住所」を「住所の市区町村まで」(若しくは「住所の町字まで」と改める。	公職選挙法施行令第25条において、投票管理者又はその職務代理者を選任した場合は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない旨規定されている。当該住所及び氏名を告示する趣旨は、その職務の重要性に鑑み、広く投票人に周知し、投票所において公正な投票を確保しようとするものと承知している。しかしながら、当該告示後、不審者が投票管理者の自宅の玄関まで押し掛けるという投票管理者のプライバシーが侵害される事例が発生しており、その不安から投票管理者等の選任を断られるケースが増え、投票管理者等の確保が難しくなっている。また、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)にて、投票管理者等の選任要件が緩和された趣旨から住所を告示することの必要性は乏しくなっているものと考えられる。他方、候補者の立候補の届出があった旨の告示事項については、令和2年7月17日付総務省第205号総務省自治行政局選挙部長通知にて、取扱いを見直す旨の技術的助言がなされたところであり、住所については、「住所の市区町村まで又は町字まで」とすることが適当とされた。	投票管理者の選任を断られることが減り、投票管理者としての選任者の確保につながる。また、投票管理者のプライバシーの保護につながる。	公職選挙法施行令第25条	総務省	豊橋市		○当日投票所の投票管理者に個人的興味を持ち、説明を求めるといふ名目で執拗に接触を迫る選挙人が現れた。この案件は行政対象暴力案件として対応した。投票管理者の住所は告示事項であるため、選挙者の安全を守る事ができない。また、不安から選任に難色を示すケースも発生している。 ○プライバシー保護の観点から投票管理者の住所について詳細まで告示すべきではないと考える。 ○公職選挙法施行令第81条の選挙長若しくは選挙分会長又はその職務代理者に対して同様の問題意識を持つている。	投票管理者は投票に関する事務を担当する重要な選挙執行機関であることから告示することとしているところ、住所を全て告示することにより投票管理者の確保に支障を来すおそれがあるとの指摘理由を踏まえ、選挙の公正性の確保にも配慮しつつ、告示事項の見直しについて検討を行うこととする。	投票管理者等の住所に関する告示事項を見直すことと選挙の公正性の確保との関連性は必然ではないが、いわゆる住所要件がなくなった投票管理者等の住所を告示することの必要性は乏しくなっている。また、候補者の立候補届出に係る告示事項については、プライバシーの観点などから立候補に支障を来すおそれがあることを理由に見直しをされていることから、投票管理者等についてもそれに倣って見直されるべきものと考える。現に、告示された住所を悪用して投票管理者等のプライバシーが侵害される事例は、当市のみならず追加共同提案団体からも支障事例として示されているとおり他団体においても発生しており、また投票管理者自身の身ならず、その家族等も悪用してまう事例が発生していること、そして、投票管理者等の確保に懸念が生じている現状は、投票所数の減少につながる一要因になりうるなど投票環境の向上に逆行するおそれがあることから、告示事項の見直しは喫緊の課題である以上のことから、可及的速やかに措置を講じていただき、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。		
73	B	地方に対する規制緩和	11.その他	認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法に規定するなどした上で、吸収される側の団体は合併の決議のみとする(財産を吸収する側)引き継ぐことで、清算や残余財産の処分手続きを不要とするなど、可能な限り認可地縁団体や市町村にとって負担の少ない手続きとすること。	【支障事例】 住民の減少や高齢化が進む中、将来にわたって自治会活動を継続していくため、近隣の自治会との合併を行う動きが見られる。しかしながら、地方自治法には、認可地縁団体の合併に係る手続きが定められていないことから、当該団体を一つにまとめるためには、少なくとも吸収される側の団体は、解散手続きを行う必要がある。 【制度改正の必要性】 認可地縁団体が合併する場合における吸収される側の団体においては、実際には解散しないにもかかわらず、清算手続きや残余財産の処分などの事務を行わなければならない。人材不足等により単体での活動が困難な状況となっている当該団体にとって、合併を進める上での課題となっている。加えて、債権申出の催告に当たり、3回の催告手続きに十数万円の費用が必要となるなど、財政的な負担も大きい。一方、事務を併管する市町村においても、認可地縁団体の解散に係る告示業務などの事務負担の軽減が図られるとともに、高齢化等による後継者・担い手不足に悩む自治会等の解消や自治会活動の維持・継続につながることを期待される。 【懸念の解消策】 このため、他の法律(金社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、特定非営利活動促進法)で法人の合併に係る手続きが定められていることも踏まえ、認可地縁団体の合併に係る手続きを地方自治法に規定するなどした上で、その手続きについては、可能な限り当該団体や市町村の負担軽減を図る内容とする必要がある。また、地方自治法第80条の2第4項では、新たに設立する認可地縁団体を前提に、その区域は、「相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。」とされているが、それぞれ従前から存続している当該団体の合併においては、実態に合わない要件であることから、併せてその規定を見直すことが適当である。	認可地縁団体や市町村の負担が軽減されることで、当該団体同士の合併が促進され、自治会活動の維持・継続につながる。	地方自治法第260条の2、第260条の20、第260条の21、第260条の24、第260条の27、第260条の28、第260条の30、第260条の31、第260条の33	総務省	山口県、九州地方知事会	旭川市、盛岡市、前橋市、川崎市、相模原市、長野県、豊橋市、西尾市、田原市、八幡市、徳島市、宇和島市、久留米市、大村市、宮崎県、福岡県、鹿児島県、沖縄県	○現時点では、認可地縁団体の合併の相談を受けたことはないが、今後は自治会活動維持のため、合併の必要性が出てくることと想定される。そのため、自治会の合併に係る手続きの簡素化は必要と考える。 ○自治会加入率が低下していく中、将来にわたって自治会活動を継続していくため、近隣の自治会との合併を行う可能性があるため今回の制度改正は必要である。 ○当県内の自治体において、同様の支障事例があり、県としても改正を望む。 ○今後、人口減少によって地域によっては起きうる問題と考える。	認可地縁団体の合併に関する規定の前設やその他の手続きの簡素化等について検討する場合には、関係する制度との比較等を行う必要があると考えられているところ、今後、本提案を告め、どのような対応が可能か検討したい。	認可地縁団体制度は、地域の自主的・自律的な共同活動を行う重要な地縁型組織であって、組織の現状を活かした活動の制約要因にならない簡便な法人制度であることから、認可地縁団体の合併手続きについても認める必要性が図られる必要がある。このことにより、認可地縁団体の負担軽減や活動維持・継続等が期待されることから、是非とも早期の実現に向けてご検討いただきたい。		

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の観点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※選挙制度等に関する対応方針に記載のあるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の進捗(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの進捗(検討)状況	今後の予定
				在外選挙人証(在外選挙執行規則第6号様式)には、日本国内に住所を定めた日から4ヶ月経過した場合、在外選挙人名簿から抹消され、抹消後は在外投票ができないことや、在外選挙人証を返納しなければならないことが明記されている。また、在外公館でも在外選挙人登録申請時に上記趣旨を説明するなど、これまでも制度周知に努めてきたところ。 現行制度においては、日本国内に住所を定めた日から4ヶ月が経過したことによる抹消については、通常、本人がその事実を認識していることが想定されるため、本人への通知義務を規定していない。 なお、在外選挙人が住所等を異動したにも関わらず在留届を提出しないケースも一定数あり、その場合には、当該者の居住地や連絡先を把握できないことから、実施上も、通知を行うことは困難である。 また、在外選挙人証等受渡票の情報を全世界の在外公館で共有することについても、技術的・財政的に困難である。 一方で、支障事例のような事案が発生していることを踏まえ、在外選挙事務処理要領を改訂し、「(在外選挙人証が無効になっているにも関わらず、在外投票を行っている者を在外公館が把握した場合には)当該者に連絡し、改めて在外選挙人名簿登録を行うように指導する」旨記載するとともに、改訂後の事務処理要領の施行通知の中で、上記内容を周知することとした。	5【総務省】 (4)公職選挙法(昭25法100) (1)一時帰国により在外選挙人名簿に登録されている者を当該名簿から抹消した場合における市町村(特別区を含む。)の選挙管理委員会による通知(施行令第23条の14第1項)を受け取った場合の在外公館の対応については、在外選挙人に対する抹消の事実の周知を図るため、在外選挙事務処理要領を改訂し、その留意事項を在外公館に周知する。 【措置済み(令和3年6月27日付け大臣発各在外公館長宛電)】 また、在留届を管理するための領事業務情報システムについては、在外選挙人証等受渡票(施行令第23条の10)の各在外公館間における情報共有が可能となるよう当該システムの改修について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:外務省)	前段			
						後段 措置済み	令和5年から	在留届を管理するための領事業務情報システムについて、在外選挙人証等受渡票(施行令第23条の10)の各在外公館間における情報共有を可能とするシステム改修が可能か検討していたが、在外公館で抹消通知を受け取った後に、本件対象となる者が第三国に国外転出する場合等も想定され、このシステム改修を行っても十分な成果が得られないと判断したことから、より正確な成果を得るべく、令和5年からは、外務省において一定期間における抹消された者をリストアップし、全在外公館に提出されている在留届に同一人物が存在するかを確認し、在留届がある場合には在留届提出先公館から当該者に抹消の事実につき連絡することとする。	
				今後、関係団体へのヒアリング等を踏まえ、選挙の公正性の確保にも配慮しつつ、告示事項の見直しについて、検討を行うこととした。	5【総務省】 (4)公職選挙法(昭25法100) (8)市区町村が投票管理者、開票管理者若しくは選挙長又はそれらの職務代理者を選任した場合に告示すべき事項(施行令第25条、88条及び81条)については、選挙の公正性の確保に配慮しつつ、投票管理者等の個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	政令	令和4年4月6日公布・施行	公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第127号)	
	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		第1次回答のとおり、認可地縁団体の合併に関する規定の創設やその他の手続きの簡素化等について検討する場合には、関係する制度との比較等を行う必要があると考えているところ。今後、本提案を含め、どのような対応が可能か引き続き検討を行ってまいりたい。	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法87) (1)市町村民長(特別区の長を含む。)の認可を受けた地縁による団体(260条の2第1項)については、以下のとおりとする。 ・合併に関する手続きを新たに定める。 ・一定の要件を満たす場合には、総会における決議(260条の17)に代えて書面又は電磁的方法による決議を行うことを可能とする。 ・清算人(260条の24)による債権者に対する債権申出の催告に関する公告(260条の28第1項)については、その回数を3回以上から1回とする。	1ポツ目 法律改正	令和4年5月20日公布、令和5年4月1日施行	認可地縁団体の合併に関する手続きを新たに定める地方自治法の改正を含む第12次地方分権一括法が、令和4年第208回通常国会において成立し、令和4年5月20日に公布・通知。 また、地方自治法の改正にあわせて地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)の改正を行い、令和5年3月10日に公布・通知。		
					2ポツ目 法律改正	令和4年5月20日公布、令和4年8月20日施行	一定の要件を満たす場合には、認可地縁団体の総会における決議(260条の17)に代えて書面又は電磁的方法による決議を行うことを可能とする地方自治法の改正を含む第12次地方分権一括法が、令和4年第208回通常国会において成立し、令和4年5月20日に公布・通知、令和4年8月20日に施行。 また、地方自治法の改正にあわせて地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)の改正を行い、令和4年8月12日に公布・通知、令和4年8月20日に施行。		
					3ポツ目 法律改正	令和4年5月20日公布、令和4年8月20日施行	認可地縁団体の清算人(260条の24)による債権者に対する債権申出の催告に関する公告(260条の28第1項)の回数を3回以上から1回とする地方自治法の改正の改正を含む第12次地方分権一括法が、令和4年第208回通常国会において成立し、令和4年5月20日に公布・通知、令和4年8月20日に施行。		

管理番号	事業区分		事業事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率性等)	根拠法令等	制度の所管 関係府所	団体名	その他(特記事項)	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									各府省からの第1次回答		見解	補足資料
											団体名	支障事例		
87	A	権限移譲	07_産業振興	中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定及び同計画の認定に関する権限の広域適合への移譲を求める。	中小企業等経営強化法に基づく経営向上計画は、全国の中小企業等の経営方向上の支援を目的として、平成28年7月より制度を開始した。仮に事業分野別指針の策定や経営方向上計画の審査・認定に係る権限を狭域に移動させる場合、制度の対象が狭域に希薄な2府6県市の中小企業等に限られることから、本制度を全国で統一的に適用し、全国の中小企業等の経営の向上を図ることが困難となるおそれがある。	広域適合に移譲する事により、全国一律の指針ではなく、地域自らが特徴を踏まえた中小企業の経営力強化に資する指針の効果的な策定が可能となり、人材の受け皿となる地方の中小企業の体力強化が図られる。また、複数府県に跨ぐもの経費革新計画の承認権限の広域適合への移譲も含めると、地域での一体的、総合的な事務執行が可能となり、事業者等の利便性の向上が図られる。	中小企業等経営強化法第16条、第17条、18条、経営力向上に関する命令第1条、第2条	警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	関西広域連合	-	-	・中小企業等経営強化法に基づく経営向上計画は、全国の中小企業等の経営方向上の支援を目的として、平成28年7月より制度を開始した。仮に事業分野別指針の策定や経営方向上計画の審査・認定に係る権限を狭域に移動させる場合、制度の対象が狭域に希薄な2府6県市の中小企業等に限られることから、本制度を全国で統一的に適用し、全国の中小企業等の経営の向上を図ることが困難となるおそれがある。	本提案の主旨は、中小企業等経営強化法の現行の運用スキームを前提としつつ、中小企業等が、地域の特性に配慮された事業分野別指針を参照しながら経営方向上計画を策定できるようにすることにより、地域の中小企業等の経営力向上につなげようとするもの。また、制度開始5年後経過もまだ、事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、関西経済の強みを伸ばしたり、弱みを補ったりできる事業分野を中心に事業分野別指針を新たに策定し、当該事業分野等と経営革新等支援機構等とが連携して当該事業を営む中小企業等に経営方向上計画の策定を促すことにより、本制度を活用する中小企業等の増加を図ることができると考えられる。なお、事業分野別指針が策定されていない分野も、基本方針に適合すれば、経営力向上計画の認定は可能であるが、中小企業等の経営力向上をより速やかな成長を促すという目的を達成するためには、事業分野に特化した指針に照らして適切な経営方向上計画を作成し、実行することが、より効果的であると認識している。	
89	B	地方に対する規制緩和	11_その他	代理申請等が困難な者に関する個人番号カード交付に関する基盤の明確化	個人番号カードの交付には本人もしくは本人の指定する者が出願のうえ暗証番号を設定することが必要であり、またカードの利活用には電子証明書の発行が必須である。しかし、身体が不自由で出願できず、かつ身寄りがないため代理出請を指定する者がない者や暗証番号の設定できない者に対する交付については、例えば、認知症や一定の要介護認定を受けた者等については、代理出請を指定する者がいなくても本人の意向を踏まえて、本人の居所へ訪問し本人確認を行なった対応は、現実的で実効性は低いとされている。また、認知症や障害があるが成年後見人等に委任しないケースが数多く存在し、家族もしくは親族等が代理で申請したが、暗証番号を自分で設定できないため結果的に交付できないケースが発生している。	現行では申請できない者、カードが発行されているにもかかわらず交付できない者に対して一定の救済措置につながることであり、トラブルも減少する。	行政手続における特定の個人の権利に関する法律第17条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条	総務省	岸和田市	旭川市、中津市、多賀城市、吹田市、東海村、朝来市、相模原市、横須賀市、山梨県、長野県、中野市、高山市、豊橋市、大村市、秋田市、那珂川市、高知県、大牟田市、志免町、大村市、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	○各市においても、認知症や障害者手帳保持者などマイナンバーカードの申請意思が確認できないが、成年後見人ではない方の対応に苦慮している。国はマイナンバーカードを申請することは必ず宣言しているが、本人の意思が必要という点が最初に通知されないため、家族等が申請し、いざ交付の段階になって「そんなことは聞いていない、受け取れない」など最初から手続を断るなど、例外的に代理交付を認めたいところ。また、認知症や障害のある方については、申請者の御事情に応じて状況は様々であると考えられることより一律に判断基準を示すことは困難であるが、契約関係にある者や、精神的な苦痛を訴えている者や、身体的苦痛を訴えている者など、苦痛を訴えている者などについては、判断基準を示すことは困難であるが、契約関係にある者や、精神的な苦痛を訴えている者や、身体的苦痛を訴えている者などについては、判断基準を示すことは困難である。	認知症等で意思表示ができない者等の多数は法定後見制度を未利用である。令和3年3月30日付総務省マイナンバー制度推進事務局連絡では、「(3) 交付申請者自身で暗証番号を設定することが困難な認められる場合は、介助者がその支援を行うことも差し支えない」とあり、一度回答では設定が困難な利用者に、タッチパネルの操作を支援し、やむを得ない場合は代行することには差し支えないとあるが、「支援」は「暗証番号の審査・決定」を「意思表示」が包含されるかどうか、また、支援の具体的な内容を「教示」したき。本市としては、すべての住民がマイナンバーカードを所持するために「後援開始または補助開始の審査を受けず、支援を受けても暗証番号を自身で審査・決定し、意思表示が被った」という存在を前提として、そのうえ住民カードを受けられる仕組みが必要と考える。そのため、市町村により判断基準に差異が生ずることのないよう、後援開始または補助開始の審査を受けず、支援を受けても暗証番号を自身で審査・決定し、意思表示することができ、暗証番号を自分で入力可能な対応を行うことが望ましい。ただし、暗証番号の設定が困難な利用者に、そのうえ住民カードを受けられる仕組みが必要と考える。そのため、市町村により判断基準に差異が生ずることのないよう、後援開始または補助開始の審査を受けず、支援を受けても暗証番号を自身で審査・決定し、意思表示が被った」という存在を前提として、そのうえ住民カードを受けられる仕組みが必要と考える。そのため、市町村により判断基準に差異が生ずることのないよう、後援開始または補助開始の審査を受けず、支援を受けても暗証番号を自身で審査・決定し、意思表示が被った」という存在を前提として、そのうえ住民カードを受けられる仕組みが必要と考える。		
90	B	地方に対する規制緩和	11_その他	電子化文書の原本性の担保に係る法整備等	行政事務のデジタル化を進めるにあたって、文書の電子化(取得文書の電子化を含む)の取組には必須であるが、電子化した文書、特に市民等から提出された押印付の文書の電子化(基本的にスキャンのうえPDF化)にあたっては、電子化後のデータの原本性の確保に課題があり、電子化の支障となっている。この点、民間においては、e-文書法、電子帳簿保存法により、領収書等の押印付文書であっても、所定の要件を満たす場合は、原紙を廃棄しても、原本は当該書類を電子化した保存データであることが法令により担保されている。一方で、行政文書の保存に関しては特段の規定がなく、電子文書の原本性を担保した際の証拠書類として裁判所から原本の提出を求められる可能性が否定できず、そのための廃棄できず保存しなければならぬ状況である。	電子化された行政文書を正本・原本として扱うことで、原紙(押印された申請書等の紙文書)の保管スペースが削減できる。さらに、原本の提出が求められた場合、検索時間が短縮され、行政事務の効率化に資する。	公文書等の管理に関する法律第34条	内閣府、総務省	長崎市	ひたちなか市、新橋市、川崎市、横浜県、新潟県、富山県、浜松市、豊田市、小牧市、京都府、兵庫県、広島市、防府市、徳島県、徳島市、高松市、宇和島市、宮崎県、宮崎県、宮崎県、小林市、沖縄県	○本市では、文書の保管スペースが少なく、スペース確保に苦しんでいる現状がある。電子化された行政文書を正本・原本として扱うことができれば、原紙を廃棄し、その分保管スペースを削減することができると、制度改正が必要と考える。	内閣府の第1次回答において、「民事訴訟規則(最高裁判所規則)第143条第2項において、「裁判所は、(3) 原告の提出を命じ(前項)ことができる。」「とされており、訴訟における原本の取扱いに関して、内閣府において法令等により担保することについては、訴訟においては、押印がなされた文書(原本)だけでは文書の真正性は担保されない」とされており、本市としては、訴訟における原本の取扱いについて法整備を求めたいと考えている。e-文書法及び電子帳簿保存法については、民間における領収書の押印付文書については、所定の要件を満たす場合は、紙文書の保存に代えてデータの保存ができることになっており、データの真正性が担保される。		
91	B	地方に対する規制緩和	11_その他	電子化文書の原本性を担保できる法整備等	電子化された行政文書を正本・原本として扱うことで、原紙(押印された申請書等の紙文書)の保管スペースが削減できる。さらに、原本の提出が求められた場合、検索時間が短縮され、行政事務の効率化に資する。	公文書等の管理に関する法律第34条	内閣府、総務省	長崎市	ひたちなか市、新橋市、川崎市、横浜県、新潟県、富山県、浜松市、豊田市、小牧市、京都府、兵庫県、広島市、防府市、徳島県、徳島市、高松市、宇和島市、宮崎県、宮崎県、宮崎県、小林市、沖縄県	○本市では、文書の保管スペースが少なく、スペース確保に苦しんでいる現状がある。電子化された行政文書を正本・原本として扱うことができれば、原紙を廃棄し、その分保管スペースを削減することができると、制度改正が必要と考える。	内閣府の第1次回答において、「民事訴訟規則(最高裁判所規則)第143条第2項において、「裁判所は、(3) 原告の提出を命じ(前項)ことができる。」「とされており、訴訟における原本の取扱いに関して、内閣府において法令等により担保することについては、訴訟においては、押印がなされた文書(原本)だけでは文書の真正性は担保されない」とされており、本市としては、訴訟における原本の取扱いについて法整備を求めたいと考えている。e-文書法及び電子帳簿保存法については、民間における領収書の押印付文書については、所定の要件を満たす場合は、紙文書の保存に代えてデータの保存ができることになっており、データの真正性が担保される。			

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月2日閣議決定)記載内容 ※掲載項目は当該の対応方針に記載があるものは当該の対応方針の記載内容を <当該の対応方針決定年>として表記	対応方針の精査(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	〇関西地域が首都圏に次ぐ規模の経済圏であり、関西経済の発展が地域経済に留まらず日本全体の国益に資するという観点から、いわば国家戦略特区のようなイメージで、関西地域に係る事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に関する事務・権限を関西広域連合に移譲することを検討いただきました。 〇制度の全国統一な運用及びPDCAサイクルの確立については、事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る事務・権限を移譲した上で、国と事務・権限の移譲先が密接に連携を図ることにより、担保することが可能ではないか。 〇現状、国において事業分野別指針が策定されていない分野について、関西広域連合又は都道府県が当該分野に対応する指針を追加的に策定できるようにすることも検討いただきたい。	事業分野別指針は、計画認定を行うに当たっての基準となるものであることから、認定を受けた全国の事業者間での不公平が起きないようにする観点から、国が当該事業を取り巻く事業環境を踏まえた全国大での事業分野別指針を策定することが適当である。また、国会の附帯決議(第190回全国会議第46号「附帯決議」)においては、「関係府県が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の取組等を含めたPDCAサイクルを有効性ある形で確立し、最前かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めること」とされているところ。附帯決議において、事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、策定の要望が強い事業分野については、当該事業を取り巻く事業環境も踏まえ、新たに事業分野別指針を策定することを検討する。また、現在の計画認定業務の状況は、平成28年7月以降、令和3年3月末時点で1011件を認めていることに加えて、真直会の所管地域(8府県)においては、現時点で、毎月440件以上のペースでの新規認定業務があるほか、計画変更に係る審査業務も発生しているところ。したがって、仮に計画認定に関する権限を移譲する場合には、標準処理期間である30日以内に処理することが必要であることに加えて、計画の審定には、業種ごとの専門的な見解が求められることから、これに対応するための十分な体制を構築していただく必要がある。御要望を実現するためには上記の対応を踏まえ、法律改正まで必要となる。引き続き、これらのことを踏まえながら、検討していきたい。	5【総務省】 (12)中小企業等経営強化法(平11法18) 事業分野別指針(16条1項)に関し、当該指針が定められていない事業分野については、複数の都道府県が加入する広域連合及び都道府県の意見を踏まえつつ、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府県：警察庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)			事業分野別指針に関する各都道府県の意見を確認するため、各都道府県へのアンケート調査を行った(調査の依頼を8月1日に発出、8月26日提出期限で実施)結果、新たに事業分野別指針を希望する都道府県はなかった。そのため、策定の要望が強い事業分野は現状はないと判断せざるを得ず、新たな事業分野別指針の策定は行わない。	
			電子証明書の特記番号については、オンラインで本人確認を行う基礎となることから、その決定等は本人が行うべきものであり、その上で、代理人等がタッチパネルの操作を支援・代行することは、第一次回答のとおり差し支えないと考えている。 また、認知症や障害のある方については、申請者のご事情に応じて状況は様々と考えられることから、一律に判断基準をお示しすることは困難であるが、保健又は補助開始の審判を受けたい方については、ご本人の意思を確認いただきながら特記番号の設定を支援していただく必要があると考えている。	6【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (15)個人番号カードの交付に係る特記番号の設定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平26総務省令85)33条)については、交付申請制による特記番号の設定が困難であると認められる場合に職員が行う「補助」や「助成」が行う「支援」には、特記番号の「決定」が含まれないことを明確化するため、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に令和3年度中に通知する。	事務処理要領改正	令和4年1月31日改正	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)の一部を改正し、個人番号カードの交付に係る特記番号の設定については、交付申請者による特記番号の設定が困難であると認められる場合に職員が行う「補助」や「助成」が行う「支援」には、特記番号の「決定」が含まれないことを明確化した。		
【川崎市】 「内閣府において法令等により担保することは困難である。」との回答であるが、そのような取扱いとなれば、当初記載させていただいた支障事例のとおり原本の保管を行わざるを得なくなり、電子化の推進に支障があることとなる。民事訴訟規則(最高裁判所規則)第143条第2項において、「裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。」と規定されているのであれば「原本の提出」を「原本又は正本の提出」への法改正の働き掛けを含め、改めることを要望する。 【東大阪府】 民事訴訟法施行規則第143条第2項は、民間の文書についても適用されると考えられますが、民間においてはe-文書法、電子権利保存法が整備されるのと比較して、行政文書に限り、同様の法令により原本性を担保する整備ができない理由が不明確です。 また、訴訟における原本の取扱いにつき内閣府において法令等により担保することが困難とのことですが、一方で内閣府の通知において行政文書を媒体変換する管理手順を示し、電子化した文書を原本と同一であると推定するとしておられます。推定するとされ、その取扱いに至った見解を示していただきたい。 さらに、地方自治体に対しても技術的助言として基準を示していただくことで、自治体での紙媒体文書の電子化及びその保存について全国的に統一感のある取扱いが可能となり、推定にも一定の効果が見込まれることから、技術的指針の作成等を求めます。	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	紙媒体の文書を電子媒体に変換する場合の扱いについては、内閣府において、国の行政機関向けに、考え方を整理した上で、令和3年3月26日付けで通知を行っている所管する独立行政法人等への情報提供も依頼)。本通知においては、公文書等の管理に関する法律(第21号)及び法律第66号)においては、紙媒体をスキャナで読み取って電子媒体に変換し、当該電子媒体を行政文書の正本として管理することが可能である(他の法令により紙媒体が必要な場合を除く。)ことや、その際の手続上の留意点を定めている。また、訴訟対応など、念のため紙媒体を保持しておきたい場合は、全部又は一部を保持しておくことができるとし、その際の手続についても定めている。 公文書等の管理に関する法律は、国及び独立行政法人等における文書管理について定めるものであること、また、地方公共団体はそれぞれが文書管理のルールを定め、その実態や電子化の状況も多種多様であること等を踏まえ、内閣府において、地方公共団体向けに具体的な要件を定めることは困難であるが、国等の考え方が地方公共団体の取組の参考になると考えられることから、上記通知について、同月26日付けで、地方公共団体向けに情報提供を行ったところである。 併せて、内閣府が本年8月に開催した地方公共団体(都道府県・政令指定都市)向けのオンラインフォーラムにおいては、電子媒体への変換後の紙媒体の扱いに関する質問もあったことから、今次ご提案における「具体的な支障事例」も念頭に、国の方針を説明したところであり、地方公共団体の参考となるよう、今後、同フォーラムの議事概要を共有することとしている。 なお、媒体変換後の電子媒体の保存フォーマットについては、行政文書の保存期間において、見逃しが担保される適当フォーマットで保存することが必要であると考えており、本年3月25日付けの通知では、一例としてPDFファイルを挙げているが、これに限定するものではない。 引き続き、国の方針について、地方公共団体の参考となるよう、積極的な情報提供に努めてまいります。	6【総務省】 (13)公文書等の管理に関する法律(平21法66) 地方公共団体における紙媒体の文書を電子媒体に変換する際の具体的な手順や留意事項については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、34条の趣旨を踏まえ、国における取扱い及び手順等を地方公共団体に情報提供する。 (関係府県：内閣府) (措置済み(令和3年11月16日付け内閣府大臣官房公文書管理課事務連絡))						





各府県からの第1次回審を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回審	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【福井市】 今回提案の【措置を求める届出様式等】に限定することなく、業務上性別記載の必要性が認められないものについては、性別記載欄の削除を行うなどの全般的な対応が必要と考える。		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 本提案の実現に向けて必要な対応を求める。		ふるさと納税に係る申告特例関連の2様式については、性別欄の削除について、令和4年度税制改正において対応することを検討している。 国民健康保険関連の2証、介護保険関連の4証に係る性別表記については、保険医療機関等の窓口で被保険者証に添えて提出するものであり、被保険者の性別・被保険者証をもって確認できる。また、当該証を提示した者が国民健康保険の被保険者であることの確認は、当該証の性別欄以外の記載内容を被保険者証と照合することで可能である。以上を踏まえ、当該証の性別欄は削除することとし、省令改正等の必要な作業を進めてまいりたい。 小償関連の2書類については、令和3年7月にとりまとめられた関係審議会による意見書において、「医療費助成の申請書類等への「性別」の記載については、廃止することが適当であるとされたことを踏まえ、省令・通知改正等を進める予定である。 年金手帳再交付申請書については、令和3年6月30日に国民年金法施行規則を改正し、令和4年4月1日以降の基礎年金番号通知書に係る再交付申請においては「性別」の記載を要しないこととした(令和4年4月1日施行)。 障害所得安定対策等交付金交付申請書においては、電話による本人確認の機会もあり、その際の申請者の本人確認事項の一つとして性別記載欄を活用しているところであるが、令和4年度から性別記載欄は削除する。 農業青年金関連の2裁定請求書については、旧農業青年金では、男女の選択肢を広くとる検討するが、新農業青年金の年金額算定に係る完全生命表の補正データ(男女別死亡年齢)を収集することが必要である。新農業青年金では、加入後に戸籍上の性別が変更される場合も想定される。これらの理由から、性別記載欄は必要である。 土地区画整理法施行規則に基づく借地権申告書及び権利変動届出書においては、土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿の作成に当たり、借地権者の性別を把握する観点から性別欄を設けているところであるが、ご提案を踏まえ、借地権申告書及び権利変動届出書から性別記載欄は削除する方向で検討してまいりたい。 (別紙あり)	5【総務省】 (5) 地方税法(昭25法226) (1) 道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書(附則7条3項及び10項)及び申告特例申請事項変更届出書(附則7条4項及び11項)における性別の記載については、削除することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	法律、省令	【地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)】 令和4年3月31日公布 令和4年4月1日施行 【地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和4年総務省令第27号)】 令和4年3月31日公布 令和4年4月1日施行	ふるさと納税に係る申告特例関連の2様式について、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)により、記載事項から性別を削除するとともに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和4年総務省令第27号)により、省令様式から性別欄を削除した。	
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		【総務省】 第1次回審のとおり、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)」に基づき、私人にその取扱いに係る事務を委託することができる歳入として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で引き続き検討を行ってまいりたい。なお、その前提として放課後児童健全育成事業を所管する厚生労働省においてもこの徴収金の性質を明確化して頂くことが必要であると考える。 【厚生労働省】 厚生労働省としては、放課後児童クラブの利用料については、法令上規定されているものではなく、地方自治体により利用料を徴収していない地方自治体もあるほか、利用料を徴収している場合であっても、その利用料の性質は地方自治体ごとに様々であること等を踏まえつつ、総務省において行われる検討に必要な協力を行ってまいりたい。	5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (1) 私人の公益取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。	政令改正	令和4年2月24日公布・施行	地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第46号)	
				提案団体からの見解を踏まえ、「仮止め」の運用やDV等支援措置に関する最近の漏えい事案について、年内に通知を発出することとした。	5【総務省】 (9) 住民基本台帳法(昭42法81) (9) DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のとおりとする。 ・転送の方法や内容等を明確化し、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)】				



各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案団体の年ごとの対応方針に記載のあるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況				
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
<p>【山陽小野田市】 住民基本台帳別表に管理不全空き家の所有者等の特定に関する事務を加えることで、住基ネットの情報を活用することができるので、速やかに対応をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>〇1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から現行の支障事例が示されており、制度改正の必要性が高く早急対応が必要であることから、速やかに検討の結論を待て必要な措置を講じていただきたい。</p>	<p>市町村の空家対策担当部局が空家等の所有者等を把握するに当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることしたい。</p>	<p>5【総務省】 (9)住民基本台帳法(昭42法81) (1)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項、以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査(同法9条1項)に関する事務を処理する場合(関係府省:国土交通省)</p>	法律	令和4年5月20日公布、令和4年8月20日施行	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)の規定に基づく、空家等の所有者等を把握するための調査に関する事務について、市町村長が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務とすることとする住民基本台帳法(昭42法81)の改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を第208回国会に提出した。 また、同法の施行日である令和4年8月20日に住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)を改正するとともに、国土交通省及び総務省から各都道府県・指定都市空家対策担当部局宛てに通知を發出し、空家等の所有者等を把握するための調査に関する事務を処理する場合において住民基本台帳ネットワークシステムの活用が可能となる旨等を周知した。</p> <p>「住民基本台帳法における空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の調査に関する事務の追加」について(情報提供)「令和4年8月22日付事務連絡」国土交通省住宅局住宅総合整備課・総務省地域力創造グループ地域振興室)</p>		
		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>介護保険料の滞付事務については、現行法令により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知等を行うことしたい。</p>	<p>5【総務省】 (10)住民基本台帳法(昭42法81)及び介護保険法(平9法123) 介護保険料の滞付事務については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能であることを地方公共団体に通知し、明確化する。 (関係府省:厚生労働省) 【措置済み(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡)】</p>					
		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>第一次回答のとおり、公営住宅の明選請求等に伴う損害賠償金の収納事務については、総務省における私人の公金取扱いの制限の見直しについての検討内容も踏まえ、関係府省間で連絡を図りつつ、私人への委託を可能とできないが引き続き検討を行ってまいりたい。</p>	<p>5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (1)私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。</p>	政令	令和4年2月24日公布・施行	<p>私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを可能とした。</p> <p>地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第46号)</p>		

管理番号	事業区分		種別事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
194	B	地方に対する規制緩和(農地除く)	01 土地利用(農地除く)	住民基本台帳法別表への国土調査法に関する事務事項の追加	住民基本台帳法別表に国土調査法に関する事務を追加することにより、土地の所有者その他の利害関係人の現住所の特定を行うため、住基ネットを活用できるように求める。	地方公共団体は、国土調査(特に地籍調査)の実施にあたっては土地所有者等に実施時期や立会いすべき旨を通知することになっている。土地所有者等の現住所を確認するにあたっては、登記簿に記載されている所有者等の氏名及び住所(登記した当時の住所)をもとに、当該住所の市町村に対して公用請求をし、戸籍謄本、除籍謄本、住民票、除票等に該当者がいないか確認を取っている。しかし、本人が転籍、転出等をしている場合には、本籍地、あるいは現住所にたどり着くまでにさらに調査を行う必要があり、多くの時間と手間がかかっている。また、所有者が死亡していることが判明した場合は、対象者を相続人に切り替えて再度同様の調査を行う必要があり、さらに時間と手間がかかることとなる。例として、当県内の市における二地区の地籍調査(3,296件)の実施にあたって、1,500人程度の公用請求が必要だった。なお、1項目の公用請求で所有者の住所等が明らかにならなかった場合は、更に公用請求を行う必要がある。一方、公用請求を受けた各市区町村の戸籍担当課においても、対象戸籍の抽出、子世代、孫世代の戸籍調査などの事務が多く発生している。令和2年の国土調査法改正により、固定資産課税台帳等を確認することによって速やかに立会を求める所有者の住所を確認できるようになったものの、課税されていない山林や農地は固定資産課税台帳で所有者の確認ができない。林地台帳制度開始前から相続登記されていない山林は現所有者が確認できない。固定資産課税台帳等で立会人を確認した場合でも、住民への説明に備えて立会人と登記名義人との関係を明らかにする(家系図を作成)必要がある。等から、依然として戸籍や住民記録を調査しなければならないケースも多い。	所有者が婚姻や転籍により除籍されている場合、除籍簿本に記載された氏名、性別、生年月日をもとに住基ネットを活用することによって、本人の生存状況及び現住所を即時に確認できるため、公用請求に係る事務を大幅に削減することができ、行政の合理化に資する。(請求側、請求を受ける側双方の事務負担を削減できる)	住民基本台帳法第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第2条、第3条、第4条、第5条	総務省、国土交通省	高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県	盛岡市、宮城県、高崎市、平塚市、長野県、中野市、佐久市、豊田市、草津市、京都府、長岡京市、大塚市、埼玉県、奈良県、山形県、松山市、今治市、宇和島市、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県	地籍調査による所有者等の探索については、令和2年度の改正で、国土調査に必要な限度で、土地所有者その他に関する固定資産課税台帳等の所有者等関係情報を、内部及び関係する地方公共団体間で利用、提供することが出来ることになり、所有者の追跡調査の円滑化が図られたが、所有者不明土地等の追跡調査対象数も多く、更なる円滑化が必要。現在、所有者等関係情報は、依頼文書を作成し、郵便等で公用請求している状況で、情報の利用者、提供者双方の担当職員の手間となっているが、住基ネットを利用することにより、職員負担の軽減及び調査期間の短縮が可能となり、円滑な調査推進が図られる。 ○当団体においても、土地所有者の所在や相続関係人の確認等にかかる追跡調査(戸籍・住民票等)に多大な時間と労力を必要とし、令和2年度の実績で6ヶ月間を要した事例もあった。このような状況の中、実施主体(市町村等)における追跡調査の軽減、さらに円滑かつ迅速な調査の実施を図るため、今回の提案内容は必要。 ○令和2年度に軽微な事業計画の変更を4回行っており事務の負担増となった。 ○当市においても一地区200〜300人の公用請求を行っている。公用請求に係る事務を大幅に削減することができると考えられるので、住基ネットの活用を求める。 ○農地や山林では相続登記未了のケースが存在し、現状の継承者にたどり着くため、戸籍調査を行う必要があり、所有者が死亡してから年数の経過が長いほど、継承者が対象地から広範囲に点在し、調査が複雑化するケースがある。住基ネットの利用により、戸籍調査の一定部分が省略出来ることから、現地立会までの経過時間が短縮され、調査の効率化が期待出来るものと考えられる。 ○記載の支障事例に加え、現在、所有者や相続者を特定する業務は補助対象事業とならないため、単独市費で行っており、財政の面でも大きな負担となっている。 ○当市においても土地の所有者の探索に多大な時間を要していることから、事務の効率化を図るため、住基ネットの活用により行政の合理化が期待できる。 ○住民基本台帳担当部署においては、住民票の公用請求が多く、人件費等の費用もかかることから住基ネットによる照会が効果的であると考える。 ○当市においても、他自治体へ公用請求による土地名義人(相続人)の戸籍等での住所・生存確認について、多大な期間と人員を費やしている。この確認作業は、地籍調査事業における各市職員の業務に占める割合が高い。法改正により住基ネットの活用ができれば、公用請求に係る事務を大幅に削減でき、より一層の事業推進に期待できる。 ○地籍調査の立会のため、地籍者を確認する際に、登記簿の住所が市外の方は各市町村へ戸籍の公用請求をし、生存確認や現住所を確認している。しかし、登記簿の地権者が亡くなった場合、相続人の住所確認、市外であれば公用請求をする等、相続人の確認にとても時間がかかる。	地籍調査における土地の所有者の探索に当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することについて、必要な対応を検討することとした。	本提案を踏まえ、早期の改正に向けて検討を進めていただきたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載のあるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から現行の支障事例が示されており、制度改正の必要性が高く早急な対応が必要であることから、速やかに検討の結論を得て必要な措置を講じていただきたい。	地籍調査における土地の所有者の探索に当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとすることについて、必要な措置を講じることとした。	5〔投務省〕 (9) 住民基本台帳法(昭42法81) (1) 以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項、以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・国土調査法(昭26法180)に基づき、地方公共団体が地籍調査(同法2条1項3号)の実施に関する事務を処理する場合 (関係府省: 国土交通省)	法律	令和4年5月20日公布、令和4年8月20日施行	国土調査法(昭26法180)の規定に基づく、地籍調査の実施に関する事務について、地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務とするとする住民基本台帳法(昭42法81)の改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を第206回国会に提出した。 また、同法の施行日である令和4年8月20日に住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)を改正するとともに、事前に国土交通省から各都道府県地籍調査担当部局宛てに通知を發出し、国土調査において住民基本台帳ネットワークシステムの活用が可能となる旨等を周知した。  「地籍調査における住民基本台帳ネットワークシステムの活用について」(令和4年8月19日付国土不籍第265号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)	